年　　月　　日

四国電力送配電株式会社　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　所 |  |
| 会　社　名 |  |
| 代表者氏名 | 印 |

「ノンファーム型接続」を踏まえた発電量調整供給契約申込について【同意書】

下記1.の発電設備等について、貴社の以下連系条件（平常時において系統混雑が生じる場合に、発電出力を抑制することを前提とした下記2.発電量調整供給契約申込における「ノンファーム型接続」の参加条件）を承諾のうえ、発電量調整供給契約の申込を行います。

記

１．発電場所住所・発電所名

　　　発電所住所：

発電所名：

２．発電量調整供給契約申込における「ノンファーム型接続」への参加条件

① 国や電力広域的運営推進機関で議論されている「ノンファーム型接続」や「送電線利用ルール見直し」の詳細制度決定前に契約することにより、事後的に契約条件、約款や運用ルール等が変更となり、不利益を生じる場合があるが、その際の不利益を受容し、貴社とのいかなる契約変更等にも応じること。

② 本契約を締結することで、容量市場及び需給調整市場に参加できない場合は、これを容認すること。

③ 系統混雑時等の無補償での出力制御（オンライン制御）を前提に、系統連系開始までに出力制御に必要な機器\*を導入すること。

④ 出力制御機器の導入や出力制御は貴社の求めに応じること。

⑤ 系統混雑時の発電出力制御によるインバランス等のリスクを負うよう制度変更される場合は、これを容認すること。

⑥ 流通設備を停止して，保守点検や設備改修等を実施する場合は、「ノンファーム型接続」により接続された発電設備等を優先的に抑制すること。

⑦ 多くの発電機が同時に接続することにより、事故電流が許容値を超える場合等、系統混雑時でなくとも系統から解列すること。

⑧ 「ノンファーム型接続」により接続した発電設備等に対して、流通設備の改修等のための系統変更などにより、系統混雑に影響しない出力制御が実施される場合は、これを容認すること。

⑨ 上記①～⑧により被る損害および貴社より事前周知された方法に基づく系統混雑時等の出力制御に伴い当社に生じた損害について、貴社に対して一切の責任および損害賠償を求めないこと。

⑩ 本参加条件に反することにより、発電量調整供給契約を解除されても貴社に対して異議を申し立てないこと。

⑪ 「ノンファーム型接続」への参加条件について発電者の承諾を得ていること。なお、貴社が求める場合は承諾を得ていることを証明する文書を提出すること。

\* 貴社出力制御指示と連動する出力制御ユニットおよび、出力制御対応パワーコンディショナー（PCS）等必要な装置をいう。

以　上